# カーボンフットプリント製品種別基準(CFP-PCR)

(認定 CFP-PCR 番号: PA-DF-02)

対象製品:イベント

# 2015年5月18日 認定

# カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム

- ※認定CFP-PCRの有効期限は認定日より5年間とする。
- ※このCFP-PCRに記載されている内容は、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、CFP-PCR改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。

# "イベント"

# Carbon Footprint of Products-Product Category Rule of "Events"

本文書は、社団法人産業環境管理協会が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」(CFP プログラム)において、「イベント」を対象とした CFP の算定・宣言のルールについて定める。

CFP の算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、CFP の算定・宣言を行う。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この CFP-PCR は、CFP プログラムにおいて「イベント」を対象とする CFP 算定および
		CFP 宣言に関する規則、要求事項および指示事項である。
		なお、対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。
		※適用範囲の留意事項
		この CFP-PCR は、CFP-PCR の策定負荷を軽減して、より多くの形態のイベントの CFP
		算定を可能とすることを目的とした CFP-PCR である。この CFP-PCR を用いて算定を行
		う場合は、CFP 検証申請時に附属書 D:参考事例フォーマット(規定)をもとに、対象と
		するイベントの算定方法の内容を記載した「参考事例」を作成、提出し、CFP 宣言を行
		う際に公開するものとする。
		すでに公開されている「参考事例」と算定方法が同一とみなせる場合は、作成を省略してもよい。 ただしその妥当性は検証において確認するものとする。
		してもよい。たたしてい女当性は快証にこわいて推論するものとする。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	各種イベントを対象とし、「参考事例」において定義する。
		イベントの例を以下に挙げるが、これに限るものではない。
		【対象とするイベントの例】
		•博覧会
		・フェスティバル
		・見本市、展示会
		・会議イベント
		・文化イベント
		・スポーツイベント
		・販促イベント
2-2	機能	・市民イベント 算定するイベントへの関与形態により以下のいずれかの機能を設定し、参考事例に
2-2	/ <b>分</b>	算定りのインフトへの関子が態により以下のパ・9 4 t/パーの/機能を設定し、参与事例に 記載する。
		なお、設定する機能は複数となってもよい。
		①イベントの主催
		②イベントへの出展
		③イベントへの参加
2-3	算定単位	イベントの開催単位を基本とし、イベントの特性によって、個別の算定単位を「参考事
	(機能単位)	例」において定義する。
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。
		①イベントの主催
		・イベントの主催に際して使用する物品等(「配布物」、「展示物」、「販売品」、「演出器
		具、什器および備品」、「造形および装飾」等)
		・イベントの運営(準備、開催、撤収)に係るスタッフの移動、実施期間中の宿泊
		②イベントへの出展
L	Ĭ.	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -

		・イベントへの出展に際して使用する物品等(「配布物」、「展示物」、「販売品」、「演出	
		・イントへの山巌に原じて使用する物品等(『配布物』、「展小物」、「販売品」、「便田器具、什器および備品」、「造形および装飾」等)	
		・出展スペース等の運営(準備、開催、撤収等)に係るスタッフの移動、実施期間中の	
		宿泊	
		③イベントへの参加	
		・来場者の移動、参加期間中の宿泊	
3	引用規格および引用	現段階(2015年5月)で引用する CFP-PCR はない。	
	CFP-PCR		
4	用語および定義	①主催者	
		イベント全体の広告宣伝、集客、会場内の共有スペースや出展に係る基本部分の設	
		営および撤収、警備等を担当する事業者(企業、団体、研究機関、行政、自治体、	
		NPO、NGO、市民グループ、等)または個人のこと。	
		②出展者	
		主催者に出展を申込み、展示ブース等を出展する事業者(企業、団体、研究機関、行	
		政、自治体、NPO、NGO、市民グループ、等)または個人のこと。	
		@7 <i>h</i> 7	
		③スタッフ	
		イベントの主催およびイベントへの出展に際して、それらの運営に係る自社および他社のスタッフのこと。他社スタッフは、コンパニオン、ディレクター、警備員等のこと。	
		(10)パググノのこと。他化パググノルは、コンパーオン、ティレング 、音順貝寺のこと。	
		④来場者	
		情報収集、商品の購入、出展者との契約、会議、観覧、観戦等を目的としてイベントに	
		参加する人。スタッフは含まない。	
		⑤販売品	
		イベント会場において販売され、当該イベントの目的に伴って消費される商品、グッ	
		ズ、飲食物等のこと。	
		⑥ユーティリティ	
		イベント会場の設営、運営、撤収に伴う電気、水道およびガス等の燃料使用量のこと。	
		⑦演出器具、什器および備品	
		演出器具とは、イベント会場において使用される照明・音響器具等のこと。什器および	
		備品とは、イベント会場において使用されるパソコン、机および椅子等の什器や備品	
		のこと。	
		◎ と生成され、トイド対土を生	
		⑧造形および装飾 イベント会場の設営、装飾、造形等に使用されるトラス、ボーダー、柱、パラペット、サ	
		イント会場の設置、袰師、垣形寺に使用されるトラス、ホーター、柱、ハラベット、サイン、看板等の部材のこと。	
		イマックログサップロググップ()	
5	製品システム(データの収集		
5-1	製品システム(データの収	設定した機能ごとに、次のライフサイクル段階を対象とする。	
	集範囲)	①イベントの主催	
		主催一準備段階	
		主催─開催段階	
		主催一撤収段階	

		②イベントへの出展 出展-準備段階 出展-開催段階 出展-撤収段階 ③イベントへの参加 参加-開催段階
		段階別でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 ・イベントで使用する物品等を製造する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・イベントで使用する物品等を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材 の負荷 ・備品のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷 ・大規模開発を伴わない場合の土地利用変化に係る負荷
5-3	ライフサイクルフロー図	特に規定しない。 附属書A(規定)に一般的なライフサイクルフロー図を示す。CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図を参考に、イベントごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。
-	△印(比)ァ北流) ア油田十7	
6 6-1	全段階に共通して適用する一次データの収集範囲	CFP 昇足万法 一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)に記載する。
6-2	一次データの品質	「
0-2	一人)一分の四員	活動量の一次データの時間に関する範囲の基準については、設定した各機能に応じて、次の通り規定する。
		①イベントの主催 当該イベントの会期、およびその前後の準備期間や事後対応を含む期間と同等の範囲とする。
		②イベントへの出展 当該イベントへの出展期間、およびその前後の準備期間や事後対応を含む期間と同等の範囲とする。
		③イベントへの参加 当該イベントへの参加期間と同等の範囲とする。
6-3	一次データの収集方法	特に規定しない。
6-4	二次データの品質	特に規定しない。
6-5	二次データの収集方法	特に規定しない。
6-6	配分	【配分基準に関する規定】 特に規定しない。
		【配分の回避に関する規定】

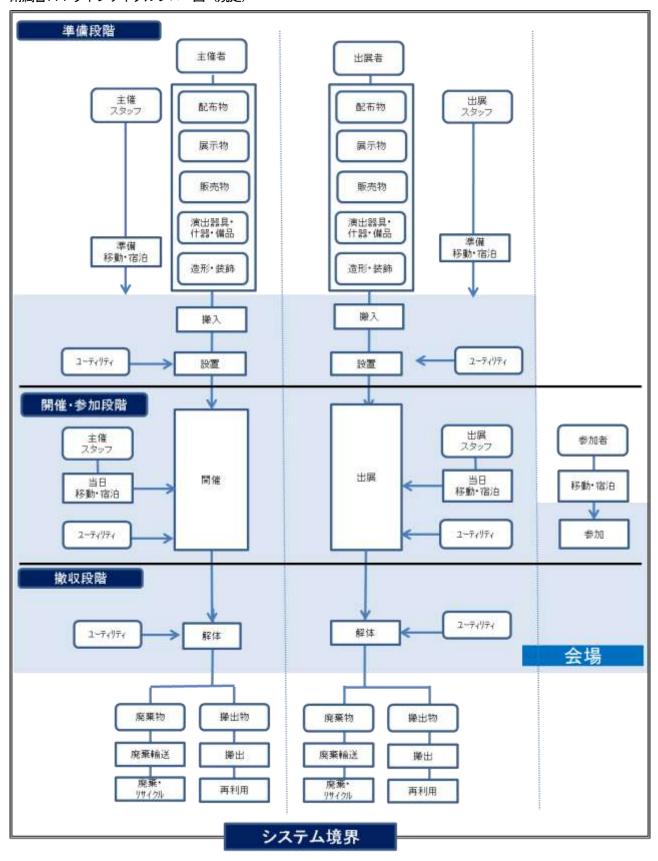
		特に規定しない。					
		【配分の対象に関する規定】 特に規定しない。					
6-7	シナリオ	【物品の輸送に関するデータ収集】 トンキロ法の輸送量に関して一次データの収集が困難な場合、附属書B(規定)のシナリオを使用しなければならない。また、附属書B(規定)に示す料金法による一次データの収集も可能とする。  【廃棄物等の取扱い】  処理方法について一次データの収集が困難な場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処					
		理として算定する。 【レンタル品に関する取扱い】	<b>计属型</b>	こ(相定)のとおれとする			
		レンタル品に関するシナリオの設定については、附属書C(規定)のとおりとする。 【複数回使用する物品に関する取扱い】 複数回使用する展示物、演出器具、什器および備品については、製造にかかる負荷 を想定使用回数で除することにより算定してよい。					
6-8	その他	特に規定しない。					
7	主催—準備段階、出展—準備	請段階に適用する項目					
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	以下のプロセスを含むものとする。対象とするイベントの実態に合わせ、プロセスを追加、削除してもよい。 ① 「スタッフ」の移動、宿泊に係るプロセス準備期間中におけるスタッフのイベント会場までの移動、宿泊 ② 「配布物」の製造および搬入に係るプロセス ③ 「展示物」の製造および搬入に係るプロセス ④ 「販売品」の製造および搬入に係るプロセス ⑤ 「演出器具、什器および備品」の製造および搬入に係るプロセス ⑥ 「造形および装飾」の製造および搬入に係るプロセス ⑦ 設営に伴うユーティリティの使用プロセス					
7-2	データ収集項目	次表に示すデータを含むものとし、収集したデ 活動量の項目名 <ul><li>①「スタッフ」</li></ul>	活動量の区分	字を「参考事例」に記載する。 活動量に乗じる 原単位の項目名			
		「スタッフ」の宿泊費用 ①「スタッフ」	一次 ※1	宿泊原単位 「各輸送手段」			
		「スタッフ」の移動に係る輸送量 ②「配布物」、③「展示物」、④「販売品」、 ⑤「演出器具、什器および備品」、⑥「造 形・装飾」	一次	輸送原単位 「各物品」 製造原単位			

		イベント会場等へ投入される物品等の投入量					
		②「配布物」、③「展示物」、④「販売品」、					
		⑤「演出器具、什器および備品」、⑥「造形					
		および装飾」	<b>№</b> 1	「各輸送手段」			
			<b>※</b> 1	輸送原単位			
		イベント会場等へ搬入される物品等の輸送					
		量		E. Elikski Erri i da			
		⑦ユーティリティ	V/	「水」、「燃料」、「電力」等			
		「水」、「燃料」、「電力」等の使用量	一次	製造、供給および使用原単位			
		「八八、「然何」、「电刀」 守少 区川重		<u> 冰辛匹</u>			
		※1 次の項目を一次データとして収集する。					
		[トンキロ法の場合]					
		・輸送手段ごとの「輸送重量」					
		[料金法の場合]					
		・輸送手段ごとの「輸送料金」 [人の移動の場合]					
		・輸送手段ごとの「輸送距離」または「輸送料金	·1				
			J				
7-3	一次データの収集方法お	【一次データの収集に関する規定】					
	よび収集条件	・イベント会場へ投入される物品等の製造原単					
		成する材料または部品等の質量、およびそれ					
		い。なお、素材の質量を用いて算定する場合に	ま、加工)負化	可も計上すること。			
		・設置に伴うユーティリティの使用の一次	データの収	生が困難な場合は、開催段			
		階に含めてもよい。	7 12 10				
7-4	シナリオ	特に規定しない。					
7-5	その他	特に規定しない。					
8	主催一開催段階、出展一開催		_				
8-1	データ収集範囲に含まれ	①「スタッフ」の移動、宿泊に係るプロセス 開催期間中におけるスタッフのイベント会		投制 宏治			
	るプロセス	②「ユーティリティ」の使用に係るプロセン		1夕野)、1百日			
8-2	データ収集項目	次表に示すデータを含むものとし、収集したテ					
		活動量の項目名	活動量	活動量に乗じる			
		1口効果*アドロイロ	の区分	原単位の項目名			
		①「スタッフ」		   「宿泊」			
		「フタンフェの空泊弗田	一次	宿泊原単位			
		「スタッフ」の宿泊費用					
			<b>※</b> 1	「各輸送手段」			
		「スタッフ」の移動に係る輸送量		輸送原単位			
		②「ユーティリティ」		「水」、「燃料」、「電力」等			
			一次	製造、供給および使用			
		「水」、「燃料」、「電力」等の使用量		原単位			

		※1 輸送量(または燃料使用量)については、	7-2 に準ず	ঠ				
8-3	一次データの収集方法お よび収集条件	特に規定しない。						
8-4	シナリオ	特に規定しない。						
8-5	その他	特に規定しない。						
9	参加―開催段階に適用する							
9-1	データ収集範囲に含まれ るプロセス	以下のプロセスを含むものとする。対象とするイベントの実態に合わせ、プロセスを追加、削除してもよい。 「来場者」の移動に係るプロセス						
9-2	データ収集項目	次表に示すデータを含むものとし、収集したテ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ぎを「参考事例」に記載する。				
		活動量の項目名	活動量 の区分					
		①「来場者」	一次または	「各輸送手段」				
		「来場者」の移動に係る輸送量	シナリオ					
9-3	一次データの収集方法お よび収集条件	対象とするイベントごとにデータの収集方法がする。 PA-DO「旅行」CFP-PCR に従って算定しても		、「参考事例」において規定				
9-4	シナリオ	対象とするイベントの内容に応じ、個別にシナリオを設定してもよい。ただしその妥当性は検証時に確認を行うものとする。シナリオを設定した場合は、その内容を「参考事例」に記載する。						
9-5	その他	特に規定しない。						
10	主催一撤収段階、出展一撤収	ス段階に適用する項目 ストラス						
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス							
10-2	データ収集項目	次表に示すデータを含むものとし、収集したデ	・一タの内容	を「参考事例」に記載する。				
		活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名				
		①「搬出物等」 イベント会場等から搬出される物品等の輸送量	<b>※</b> 1	「各輸送手段」 輸送原単位				
		②ユーティリティ 「水」、、「燃料」、「電力」等の使用量	一次	「水」、「燃料」、「電力」等 製造、供給および使用 原単位				
		③「廃棄物等」 ※2 ※1 輸送量(または燃料使用量)について ※2 廃棄物等に関するデータ収集項目	は、7-2 に	準ずる				

		活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名			
		「廃棄物等」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位			
		「廃棄物等」 各処理施設への輸送量	*1	「各輸送手段」 輸送原単位			
		「廃棄物等のうちの化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成 分」 燃焼原単位			
		「廃棄物等のうち生分解性の有機物成分」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位			
10-3	一次データの収集方法および収集条件	【一次データの収集に関する規定】 撤収に伴うユーティリティの使用の一次データの収集が困難な場合は、開催 段階に含めてもよい。					
10-4	シナリオ	特に規定しない。					
10-5	その他	特に規定しない。					
11	CFP 宣言方法						
11-1	追加情報	【必須表示内容の規定】 次の項目は表示しなければならない。 ・設定した機能と機能単位 ・参考事例番号(検証合格後に事務局より通知する)					
		【推奨表示内容の規定】 GHG 排出量の内訳について、本 CFP-PCR の段階別表示に拘らず、各イベントの特性を考慮したプロセス別の構成比を表示することを推奨する。					
11-2	登録情報	【必須表示内容の規定】 次の項目は表示をしなければならない。 ・イベントの実施期間、規模等の概要					
11-3	その他	特に規定しない。					

附属書A:ライフサイクルフロ一図(規定)



※このフロー図は主催者がブース出展等を募って開催する博覧会形式のイベントのライフサイクルの概要を示している。特定のイベントのCFP 算定にあたっては、不要なプロセスを省略する等、実際に利用しているプロセスに沿ってフロー図を作成し、算定すること。

## 附属書B: 物品の輸送シナリオおよび料金法による算定(規定)

トンキロ法による一次データが得られない場合の輸送シナリオを B1、B2 に、料金法による輸送の算定方法について を B3 に示す。

## B1. トンキロ法の輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合:50km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合:100km
- ・ 県間輸送の可能性がある輸送の場合:500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合(国内):1,000 km
- ・ 海外における陸送距離:500 km
- ・ 港→港:港間の航行距離

## B2. トンキロ法の輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ				
主催-準備段階	イベントに用いる物品等の搬入・搬出	<輸送手段> 2 トントラック			
主催一撤収段階		<積 載 率> 58%			
	廃棄物輸送	<輸送手段> 2トントラック			
	(イベント会場→処理施設)	<積 載 率> 58%			
出展-準備段階	ブース等に用いる物品等の搬入・搬出	<輸送手段> 2 トントラック			
出展一撤収段階		<積 載 率> 58%			
	廃棄物輸送	<輸送手段> 2トントラック			
	(イベント会場→処理施設)	<積 載 率> 58%			

#### B3. 料金法による物品の輸送の算定方法

輸送について、1次データとして輸送料金を収集した場合、「貨物利用運送」の排出原単位(3EID)を用いて、GHG 排出量を算定する

「料金法による GHG 排出量」= 「輸送料金(円)」×「貨物利用輸送」の排出原単位(3EID)

料金法は「ロジスティックス分野における  $CO_2$ 排出量算定方法ガイドライン ver.3.0 (平成 19 年 3 月) 経済産業省、国土交通省」において、トンキロ法等の他の算定方法より精度は低いものの、他の方法が不可能な場合の代替手法として示されており、本 CFP-PCR の輸送シナリオとして、料金法を用いてよいこととする。

## 附属書C: レンタル品のGHG排出量に関するシナリオの設定(規定)

レンタル品の GHG 排出量については、以下の計算式によりレンタルに係る排出原単位を作成し、算定する。

レンタル物品 i のレンタルに係る排出原単位=0.75+ (e<sub>i, capital</sub>×0.40) (単位:t-CO2e/百万円)

e<sub>i, capital</sub>:: レンタル物品 i の製造部門からの「国内総固定資産形成(民間)」部門を対象とした購入者価格ベース排出 原単位(3EID)

100万元 100万							
	A	В	C	D			
部門名	物品賃貸業	レンタル物品製造 【購入者価格ベース】	【購入金額相当分】	排出原単位			
		(MA) C I III II V	(B×40%)	(A+C)			
電気照明器具	0.75	2.56	1.02	1.77			
民生用電気機器(除エアコン)	0.75	2.60	1.04	1.79			
ビデオ機器	0.75	2.43	0.97	1.72			
雷气音墾機哭	0.75	2.64	1.06	1.81			

レンタル品に係る排出原単位とその内訳例 単位:t-COve/百万円

## 【レンタル品の GHG 排出量算出に関する考え方】

レンタルに関するシナリオは、「エコプロダクツ展定量的環境評価(エコプロダクツ 2011  $CO_2$  排出量)報告書(平成 24 年 3 月)東京都市大学伊坪徳宏研究室」の考え方に準拠して設定した。

展示会等のイベントにおいては、「レンタル」が多いと想定されるが、産業連関表の部門分類では「物品賃貸業」となり、レンタル対象の品目別の差異化がなされない。また、物品賃貸業の排出量には固定資産として購入するレンタル対象物品の製造に伴う排出量が含まれない。

レンタル業者の生産額(売上高)のうち、「減価償却」にあたる部分の多くは、レンタル対象製品の減価償却ではないかと考えられる。よって、レンタル代金に占める減価償却の金額をもって、レンタル対象製品の製造に伴う排出量を、1回レンタルあたりに配分させる。

(物品賃貸業の生産額の内訳と排出量の算定方法の考え方)

### 物品賃貸業の生産額内訳と排出量算定方法の考え方

	初加良貝米の工件部に加工手に力力のできた力				
	生産額の構成		排出量算定での取扱い		
	部門		が山里弁たくり水火火		
	金融利子	12 %			
(他産品	金融手数料	2 %	3EID における二酸化炭素排出量誘発の算定対象		
他産業から購入	自家輸送	1 %	(支払い金額の34%)		
購門   <u>入</u>	機械修理	8 %	0.75 t-CO₂e/百万円		
	その他生産費	12 %			
粗付加価値部	資本減耗引当 (減価償却費+資本 偶発損)	40 %	レンタル支払金額のうち 40 % を、レンタル対象製品の「購入金額相当」とみなして、排出量を配分することとし、当該製品の排出原単位を適用する。		
値部	賃金・俸給	9%	誘発排出は「0」とする。		

営業余剰	11 %
その他付加価値	5 %

### (具体的な算定方法と算定結果)

レンタル業者からの排出に加えて、上記のとおり、レンタル回数を考慮して製造過程からの排出量を按分したレンタル物品の製造段階からの排出を上乗せして算出する。レンタル回数は不明なので、レンタル物品の製造段階の排出は、当該物品の製造部門の排出原単位に、「物品賃貸業(除貸自動車)」の国内生産額当たりの資本減耗引当、すなわち「購入金額相当率」を乗じて算出する。このようにして求めた排出原単位は、次式より導かれる。具体的な導出過程は、後述の事例で詳説する。

$$c_{i} = e_{\mathit{rental}} + e_{\mathit{i,capital}} \frac{d_{\mathit{rental}}}{X_{\mathit{rental}}}$$

c;: レンタル物品iのレンタルに係る排出原単位

e<sub>rental</sub>: 「物品賃貸業(除貸自動車)」の排出原単位(3EID)

e<sub>i, capital</sub>: レンタル物品 i の製造部門からの「国内総固定資産形成(民間)」部門を対象とした購入者価格ベース排出原単位 (3EID)

d.maa: 「物品賃貸業(除貸自動車)」の資本減耗引当

X<sub>rental</sub>: 「物品賃貸業 (除貸自動車)」の国内生産額

### (例)「ビデオ機器」のレンタルに係る排出原単位の導出過程

まず、「物品賃貸業(除貸自動車)」部門の資本減耗引当が国内生産額に占める割合(「購入金額相当率」)を求めた。 同部門の資本減耗引当と国内生産額は、平成17年産業連関表より、4,283,582百万円と10,573,864百万円であった。これらより、「購入金額相当率」40.5%を得た。

同様に、1995 年表では、資本減耗引当が3,776,521 百万円、国内生産額が9,720,931 百万円、購入金額相当率は38.8%であった。2000 年表では、資本減耗引当が4,406,775 百万円、国内生産額が11,033,514 百万円、「購入金額相当率」39.9%であった。そのため、ほぼ一定(係数が安定している)の可能性が高く、「購入金額相当率」は40%と設定した。

次に、これより、レンタル回数を考慮した「ビデオ機器」部門の製造段階からの排出を求めた。「ビデオ機器」の製造段階の排出原単位は、3EIDの「購入者価格による原単位」と同様の手法を用いて「国内総固定資本形成(民間)」部門を対象とした購入者価格ベースの原単位を算出した(2.43 t-CO<sub>2</sub>e/百万円)。これに、先に求めた購入金額相当率 40%を乗じ、レンタル回数を考慮した製造段階からの排出原単位を求めた(0.97t-CO<sub>2</sub>e/百万円)。

最後に、レンタル業者からの排出を加え、レンタル品に係る排出原単位とした。レンタル業者からの排出は、「物品賃貸業(除貸自動車)」の生産者価格ベースによる原単位(0.75t-CO<sub>2</sub>e/百万円)を 3EID から引用した。これらより、「ビデオ機器」のレンタル品に係る排出原単位 1.72t-CO<sub>2</sub>e/百万円を得た。

# 附属書 D:参考事例フォーマット(規定)

参考事例はこのフォーマットに従い作成し、検証申請書とともに提出するものとする。 本 CFP-PCR 本文に記載された内容と同様の記載となる部分は、「一」を記載して省略してもよい。

# 参考事例番号: WWW-XXBBYY-ZZZ "イベント概要名"

No.	項目	内容	
1	適用範囲		
2	対象とする製品種別の定義		
2-1	製品種別		
2-2	機能		
2-3	算定単位		
	(機能単位)		
2-4	対象とする構成要素		
3	引用規格および引用		
	CFP-PCR		
4	用語および定義		
5	製品システム(データの収集	[範囲]	
5-1	製品システム(データの収		
	集範囲)		
5-2	カットオフ基準およびカッ		
	トオフ対象		
5-3	ライフサイクルフロー図		
6	全段階に共通して適用する	CFP 算定方法	
6-1	一次データの収集範囲		
6-2	一次データの品質		
6-3	一次データの収集方法		
6-4	二次データの品質		
6-5	二次データの収集方法		
6-6	配分		
6-7	シナリオ		
6-8	その他		
7	主催一準備段階、出展一準備	間段階に適用する項目	
7-1	データ収集範囲に含まれ		
	るプロセス		
7-2	データ収集項目	活動量の項目名	活動量 活動量に乗じる
		INDEX AND	の区分 原単位の項目名
7-3	一次データの収集方法お		
	よび収集条件		
7-4	シナリオ		
7-5	その他	Lienallo Morre I de Tra	
8	主催-開催段階、出展-開催	選段階に適用する項目 I	
8-1	データ収集範囲に含まれ		
	るプロセス		

8-2	データ収集項目			
		江利見の百日々	活動量	活動量に乗じる
		活動量の項目名	の区分	原単位の項目名
8-3	一次データの収集方法お			
	よび収集条件			
8-4	シナリオ			
8-5	その他			
9	参加ー開催段階に適用する			
9-1	データ収集範囲に含まれ	<u> </u>		
<i>)</i> 1	るプロセス			
9-2	データ収集項目		ータの内容を	
) 2			活動量	活動量に乗じる
		活動量の項目名	の区分	原単位の項目名
			V2E2J	が中位いた負目右
9-3	一次データの収集方法お			
9-3	よび収集条件			
9-4	シナリオ			
9-4	その他			
	· ·	が作り、海田子スで日		
10	主催-撤収段階、出展-撤収 データ収集範囲に含まれ	(政府に週用りの項目		
10-1				
10.2	るプロセス			
10-2	データ収集項目			
			<b>江利</b> .目.	<b>江利見に</b> 乗じて
		活動量の項目名	活動量	活動量に乗じる
			の区分	原単位の項目名
10-3	一次データの収集方法			
	および収集条件			
10-4	シナリオ			
10-5	その他			
11	CFP 宣言方法			
11-1	追加情報			
11-2	登録情報			
11-3	その他			
11-3	CYZIE			

# 【CFP-PCR 改訂履歴】

The state of the s						
CFP-PCR.番号	認定日	改訂内容				
		・CFP-PCR の適用範囲について、「エコプロダクツ展の出展ブース」より「イベント」へ拡張。				
PA-DF-02	2015年5月18日	・対象範囲拡張に伴い、機能を追加、段階の設定を変更。 ・参考事例の作成に関する規定を追加 ・附属書 D: 参考事例(規定)を追加				
		門内百 1.97 7 平 1.1 (人) 人) 人				